

## 第7回河南町総合計画審議会会議録

日時：平成21年11月16日

午後1:30～午後3:15

場所：役場4階 大会議室

### 〈出席委員〉

廣谷委員、小山委員、中川委員、田中委員、北村委員、原田委員、寺西委員、笈委員  
林委員、戎谷委員、村上委員、榎野委員、松井委員、大門委員、瀧委員、中山委員  
内田委員、辻井委員、谷口委員、平委員、駒崎委員、堀井委員

### 〈事務局〉

総務部：大橋総務部長、森田企画財政課長、奥野企画財政課長補佐、和田企画係長  
総合政策担当：新田総合政策担当理事、中海主査、藤井主事

### (開 会)

寺西会長： ただ今より、河南町総合計画審議会を開催させていただきます。委員の皆さま方には、平素より大変お忙しいなかご出席賜りまして誠にありがとうございます。前回までの審議会におきましては、新総合計画基本構想（案）と基本計画（案）を皆さまに熱心にご審議を賜りまして、ご意見、ご提案をいただきました。本当にありがとうございました。この第7回の審議会を開催するにあたりまして、武田町長から一言ごあいさつをお願いします。

武田町長： 皆さま、こんにちは。第7回総合計画審議会を開催するにあたり、委員の皆さまには、大変ご多忙のところ、こうしてご出席を賜りまして誠にありがとうございます。日頃からまちづくりに、そして、町政にご協力をいただきまして、皆さま方にお礼を申し上げます。ここ1週間の間に町では、大きなイベントが2つございました。まず、11月7日に「かなんフェス in CHIKATSUASUKA」というイベントでございます。そのイベントには、この審議会の多くの委員さんが先頭に立って、盛り上げていただきました。また、このイベントの実行組織の委員の方もおられます。皆さま方のご協力をいただき、大変いい祭りになったと喜んでおります。知事も来場され、大変喜んでいただき、また、来年の春来ると知事は約束して帰られました。近つ飛鳥博物館の館長さんには、知事が去年の2月6日に就任されてから、弥生文化博物館や近つ飛鳥博物館などの存続がテーマにあがりまして、その時から近つ飛鳥博物館に何とか知事をお迎えしたい、知事に理解してもらいたいという思いが叶いまして大変感謝しており

ます。また、大阪芸術大学に大変な協力をいただいて、知事も改めて大阪芸術大学の存在感を実感されました。本当にありがとうございます。それから昨日、本町の総合防災訓練があり、また、総合防災訓練にいらしていただいた委員の皆さまにも大変ご協力いただきました。心配していた天気ですが、何とかいい塩梅になりまして、いい防災訓練ができたと思います。大変ありがとうございます。

さて、本日の審議でございます。2点、私の方から述べさせていただきます。まず、第1回目から第6回目までご審議を続けていただきまして、それをまとめさせていただいたということで、基本構想と基本計画の(案)をご提案させていただきました。それから、基本計画の(案)の取り組みを進めていくということで、「まちづくりの推進に向けて」というテーマも今回提案をさせていただきます。

どうぞ最後までご意見を賜りまして、いい方向で取りまとめをしていただきますようお願いを申し上げながら、ごあいさつに代えさせていただきたいと思っております。本日は誠にありがとうございます。

寺西会長： 町長どうもありがとうございました。町長もお忙しいと思いますので、ここでご退席という形となります。町長ありがとうございました。

－ 町長退席 －

そうしましたら審議に入らせていただきます。まず、お手元に配布しております資料をご確認させていただきたいと思っております。

この1枚が会議次第でございます。資料1が総合計画基本構想(案)でございます。それから、資料2が構想(案)の修正箇所を示した新旧対照表でございます。資料3が基本計画(案)です。資料4が基本計画(案)の新旧対照表でございます。資料5がスケジュールです。この1枚の紙がスケジュールでございます。それから、資料6が前回の会議録でございます。よろしいでしょうか。

そうしましたら、この資料をもとに審議会を進めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。ただいまの審議会にご出席の委員の皆さまは、合計で22名でございますので、本審議会における定足数に達しておりますことを報告申し上げます。

本日は、先程、町長からお話ございましたように、大きく分けて2つの議題でございます。まず、次第でございます3番目、「まちづくりの推進に向けて」、これは、将来像「豊かな自然と文化 ともに創る笑顔あふれる元気なまち」の実現を目指すため、まちづくり計画の取り組みを推進していくための方向性を示したものでございます。この「まちづくりの推進に向けて」をご審議いただきたいと思っております。それで「まちづくりの推進に向けて」ですが、資料3の80ページをご覧くださいますと、ここに「まちづくりの推進に向けて」がございます。これを事務局の方から説明をしていただきます。

事務局奥野： それでは、基本計画の(案)をご覧くださいまして、80ページの方に「まち

づくりの推進に向けて」ということで、お示しをさせていただいております。スクリーンの方におきましても要点をまとめておりますので、資料と合わせてご覧いただきたいと思っております。

まちづくりの推進に向けて、将来像「豊かな自然と文化 ともに創る笑顔あふれる元気なまち」を実現するため、まちづくり計画に掲げた第1章から第5章の取り組みを着実に推進してまいります。2点目としまして、基本計画に示したまちづくりを実行するため、事業の検証や適正な進行管理を行い、中長期的な視野による効率的・計画的な自治体経営を推進していく必要があります。そのため、1点目といたしまして、「協働のまちづくり」、2点目といたしまして、「健全な自治体経営の推進」を図ってまいります。

最初は、「協働のまちづくり」についてでございます。地域社会における課題解決に向け、住民が政策の形成過程に参画するとともに、住民組織と行政がそれぞれの立場を尊重しながら、自覚と責任を持って協働することが必要です。そのため、住民参画の基本ルールや協働を支える仕組みづくりを進めるとともに、住民の理解や判断の基礎となる広報・広聴の充実や情報公開を進めてまいります。

「協働のまちづくり」の1点といたしまして、「広報・広聴活動の充実」でございます。行政情報や財務情報など、積極的な情報公開を進め、開かれた町政を目指してまいります。2つ目といたしまして、インターネットを活用し、住民と町の双方向の情報交換ができる仕組みを構築していくとともに、パブリックコメントやモニター制度など住民意向の把握に努め、政策の形成過程により多くの住民が参画し、意見を反映できる機会の充実を図ってまいります。

「協働のまちづくり」の2点目としまして、「協働によるまちづくりの推進」でございます。住民の参画・協働によるまちづくりを進めるために、自治体運営の基本的な理念と住民参画の方向を明らかにしたルールとして、まちづくり基本条例の制定を検討してまいります。2つ目といたしまして、住民や住民組織と行政によるまちづくりの実現に向け、協働の仕組みづくりを進めてまいります。

大きな柱の2点目ですが、「健全な自治体経営の推進」、81ページになります。厳しい財政のもと、少子高齢化をはじめとする社会経済情勢の変化に対応し、多様化する住民ニーズに的確に応えることのできる自治体経営の推進が求められています。そのため、目標管理型といいますか、そういった行財政運営体制を確立するとともに、機動的な組織体制、職員のコスト意識や経営感覚の高揚を図ります。また、アウトソーシングの推進、自主財源の確保を図るとともに、中長期的な財政見通しを踏まえながら、透明性の高い健全な自治体経営を進めてまいります。

1点目といたしまして、「総合計画の推進体制」でございます。まちづくり

の推進の実現のため、P D C Aの確立や行政評価システムの構築・活用を進め、また、第三者機関の設置を検討してまいります。次に、新たな行政課題に対応するため、柔軟かつ機動的な組織体制、職員の資質向上や意識改革を推進してまいります。

2番といたしまして、「効率的な行財政運営」です。アウトソーシングの活用、公共施設の再編・整理を進め、効率的な行財政運営を図るとともに、中長期的な視野に立って効率的・計画的な自治体経営を推進いたします。また、行財政改革などを進め、職員のコスト意識や経営感覚の高揚を図ってまいります。自主財源の確保に向け、徴収率の向上に努めるとともに、受益者負担の適正化を図ってまいります。

3番目としまして、「広域行政の推進」でございます。広域的な行政課題などに対応するため、近隣市町村と連携した広域行政の推進を図るとともに、事務をより適切かつ効率的に処理するため、機関等の共同設置、事務委託などを活用した効率的な行政を進めてまいります。以上で「まちづくりの推進に向けて」の（案）を示させていただきました。

それと1点修正がございまして、82ページ、最終ページになりますが、ご覧をいただきたいと思っております。最後の一文ですが、「より効率的な行政を進めていきます。」を、「より効率的な行政を進めます。」に修正をお願いしたいと思っております。このような方向性で委員の皆さま方に、ご協議をお願いしたいと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。

寺西会長： ありがとうございます。これに関しまして、何かご意見・ご質問等がありましたらどうぞ。

中川委員： 今説明していただいた中で一番重要なポイントは、2の(1)、「総合計画の推進体制」で、いかにこの進行管理を計画どおり実施して、どのような状況でこの総合計画を進められるかに最終的にはかかってくると思っております。その中でここに提案しております第三者機関の設置を検討しますということですが、具体的にそういうことについて、もう少し詳しく教えていただきたいなと思っております。

事務局森田： 第三者機関ですけれども、現在は総合計画審議会で計画を審議していただいております。これは、計画が出来上がりまして答申をいただきますと、この審議会は、そこで使命を終えるということで解散と条例上はなっております。その後、総合計画そのものは、あと11年間の計画ということでございますので、その間の進行管理について、庁内だけではなしに外部の方に入っていた機関を設けて、毎年度チェックというか進行状況を見ていただくということが考えられます。具体的に組織をどういう形にするかということは、今は検討中でございます。人数的には、そう多くない人数で出来たらと考えております。以上です。

中川委員： こういう総合計画もそうなのですが、例えば、そういった計画の時に議会はチェック機関ということで、例えば、審議会の質問とか意見がある時に、行政側は応々にして審議会ですべて決まっておりますので、変更やそういうことがあ

ったら審議会委員に対して非常に失礼であるということで、皆さんがいろいろな質問や議論をしていただいた結果だからそういうことで通していきたいと、大体行政の方は言われます。その中で、私達委員においても、議員は別ですが、責任等がありますので、第三者機関の設置等を考えられるのであれば、この審議会の委員の中で数名でも残していただいて、最終的に関わっていただいた者を残していただきたいなという私の希望がありますので、また、ご検討の方をよろしくをお願いします。

寺西会長： ありがとうございます。他にご意見等がございましたら、どうぞ。

林 委員： 総合計画で住民との協働で実現していくということになりますと、この原稿のこの前いただいた平成21年度の予算の一般会計等予算書付属説明資料を見ていると、一般会計の中で人件費が47億円のうちの14億円で、物件費が8億円弱です。それから、今までの町債の返済の部分が7.5億円ということで、一般会計の中でこの部分については、すでに固定費だと考えられます。そうしますと、いろんな施策を実施していくうえで、固定費を除いた中で、いろんな事業をやっていかなければいけない。その中で予算内容を見ましたら、各種団体の助成金であるとか、それから府や国の事業であるとかというのもの、ほとんどが固定費化しているということで、町独自の施策をやっていくには、あまりにも財源的な面で少ないのではないかという感じがします。今、国の方でやっている各種団体であるとか、あるいは補助金・助成金が出ている団体の事業仕分け的なことをやっていく必要があるのではないかという感じがします。そうしないと従来のままの形でやっていって、果たしてこの総合計画に出ているものが、実現できるかどうかということになったら、どちらかという固定化してしまっているような感じがします。各種団体やいろんな事業であるとか、補助金・助成金のある各種団体はいくつあるのか知らないですが、相当の数にのぼります。そういう中で、本当に町独自の特徴ある施策をやっていくうえで、府や国の事業だけの財源になってしまうのではないかと思ってしまうのですが、それはいかがですか。

寺西会長： 事務局の方で。

事務局森田： 今、財源的な問題を21年度の予算を見てということでございますが、確かに人件費と借金を返す公債費と扶助費というか、国の制度に基づくものや大阪府の制度に基づくもので扶助している部分を義務的経費と申し上げております。これが固定経費とおっしゃっていましたが、この部分については、毎年の予算の中では、ほぼ必要なものとして計上されます。その他に、先程おっしゃっていた物件費、これは施設の維持管理というもので、電気、ガスから施設の維持管理の委託とかのものが全部含まれております。そういうものは、建物があれば必要になってきます。確かにおっしゃっていますように、施策で使う部分のお金、47億円の予算がありますが、その中で町が取捨選択というか、選択をもってやっていく事業の額は、制約されるということになっています。しかしながら、固定経費の中でも計画に則って順次削減というか、人件費の適正化とか、それから公債

費については、事業の抑制によってだんだん少なく減少の方に向かっておりますので、現状で言いますと、同じ収入が入れば総合計画という施策の方に回すお金が若干ですが増えていくだろうと予測しております。これも国で制度がいろいろ議論されておりますので、そういう河南町の財政の構造からいきますと半分以下が自主財源といいますか、町の税金と使用料や手数料などで、町が実際収納するお金の半分は地方交付税とか国からの補助金とかでいただく依存財源ですので、国の制度によって大きく財政の方も左右されるという状況でございます。先程おっしゃってました事業仕分け、国の方で実施されておりますが、事業仕分けについては、総合計画の事業を立案する時というよりも、毎年度の予算を編成する時の事業の取捨選択の中で、総合計画は10年間ですので、その間に社会情勢がどんどん変化していきます。従いまして、事業そのものを立案いたしましても、使命を終えた事業があるとか、逆に新たなニーズでどうしても今必要な事業とかというものも、当然計画を進行していく中では出てくる可能性はあります。そういうものをどのような形で実施していくかについては、事業仕分けという形で予算を編成する際に実施する。今後、そういうこともあるということを考えております。

林 委員： いろんな国の事業であるとか、府のそういう助成事業に対して、やっぱり評価の部分がなくて、これをしましよとその事業を繰り返していった結果、あまり変わらないという形に実際なっているのではないですか。例えば、国の事業であっても、府のいろいろな助成事業であっても、ここの協働という住民と行政が一緒になっていろんな施策を進めていく、その結果の検証ということをやっぱりもっと厳しくやらないと結局、お金がいるようになってしまい、それに対する反省がなくて、また繰り返していくというようにならないようによくお願いしたいと思います。

寺西会長： ありがとうございます。事務局の方も一生懸命やっておられると思います。他にありませんか、どうぞ。

田中委員： 林委員と同じ意見になるかと思いますが、現在の河南町の財政状況を見たらこの総合計画は、財源の裏づけのない計画になっています。先程、PDCAを回していくと言われましたが、第三者機関というのを設置されてもPDは出来ない、Cだけです。それでCをやろうと思ったらタイムスケジュールがなければ1番最後の年にやりましようとなりますから、やはりタイムスケジュールをこしらえて、それによってPDCAを回していかないといけないです。苦しいですが財源がありません。そういうところをどうやって管理していくかということは難しいと思うのですが、裏づけというかそういう部分がなければ総合計画は絵に描いた餅になってしまうと思うのですが、その辺りはどうなのですか。

寺西会長： 事務局からお願いします。

事務局森田： 委員さんのご指摘のとおり、総合計画で提案をさせていただいている部分については、計画をしますということばかりを記載しております。この中で財政計画と言いますか、財源の裏づけをもって総合計画を進行するというような形で進め

なければならぬということは、従々承知しております。その中でこれだけの事業を全て 100%実施するという事は、財源との関係がございます。その点は、財政との調整を図りつつ進めるという形になってくるかと思っております。しかしながら、計画そのものは 100%実施していきたいというのは、行政の使命でございますので、実施する時には財政との調整が出てくるということでございます。その部分については、実施計画等で明らかになってきますが、財源がない場合は、調整する部分という形で表現することもございます。そういう部分については、財政と調整しながら、極力総合計画が実現できるように努めていく形で進めてさせていただきたいと考えております。

田中委員： 第三者機関が設置されたら、その委員は困ると思っております。いつやるのかチェックが出来ないということでその点が心配なのです。

事務局森田： 第三者機関を設置した場合、そのP D C Aのチェック体制、そのチェックをもって、町がどのようにアクションを起こすのかという、判断材料というかそういうものになると思うのですが、どういう形で年間のスケジュールというか工程にしていくかについては、種々検討させていただいて良い形で進めさせていただきたいと考えております。

寺西会長： 他に、どうぞ。

林 委員： 健全な自治体経営の推進の総合計画の推進体制というところでは、やっぱり 1 つコンプライアンスの問題は、入れておくべきではないかなと思うことが 1 点と、進めるにあたってのリスクマネジメントについても、やっぱりここに入れておくべきだと思います。特に危機管理については、危機管理室が出来たりしておりますが、リスクマネジメントは、自然災害であるとか、人的災害であるとか、あるいは、不祥事の発生に備えるとかという意味では、平常時のマネジメント、緊急時、あるいはその収束時の危機管理の仕組みというものも取り上げていくんだという辺も必要になってくると思っております。町の行政が非常に広範囲に渡ってありますし、しかも住民の生活に直結する部分も非常に多いと思っておりますので、今言いましたコンプライアンスの問題とリスクマネジメントの問題を、ここに入れておいてはどうかということなのです。

寺西会長： ありがとうございます。また、事務局の方でご検討をいただければと思います。はい、どうぞ。

大門委員： 今、総合計画のお話にも出てきましたが、総合計画を進めるにあたって、随分先細りする世の中になってきていることで、協働のまちづくりが提案されたのだと私自身は感じています。協働というまちづくりを進めていくということで、今回まちづくりの基本的なルールになる「まちづくり基本条例」を制定させていただくということが検討されるということ載せていただきました。私は、だからこそ協働は必要なのだと思っています。今まで、何でも役所をお願いしてもらって、役所がいろんなことをやっていく時代から協働のまちづくりが変わったこの 10 年間の経過をしっかりと見ていながら、みんなができることはなるべくみんなで負担していくという、こういう醸成を図っていただきたい

いと考えています。行政がやる公共サービスはいっぱいあるわけですが、やっぱり公平性、公正性を考えた時に何でもかんでも行政がやっていく時代ではなくなってきたと私達自身、住民自身もしっかりと考えなくてはいけないと私自身は感じています。これからまちづくりの基本的なルール、まちづくり基本条例を作っていただけるわけですが、これにもみんな住民の皆さま方が参画して、そして私達が協働のまちづくりを担っていけるということ、ここをしっかりと考えていける住民側の力も向上できる、そういう機会を与えていただければと私自身は感じています。

寺西会長： ありがとうございます。他に何かご意見、ご質問等がございますか。

何もないようでしたら、この点に関しましては一応終わりということで、次にいこうと思います。

それでは、次第4でございます。河南町新総合計画基本構想（案）、そして基本計画（案）につきまして、事務局から修正箇所を説明させていただきたいと思っております。資料2及び資料4でございます。

事務局和田： それでは、お手元の資料に基づいて説明させていただきます。資料2が基本構想（案）の方の新旧対照表になってございます。それから、資料4の方が基本計画（案）の新旧対照表になってございます。資料1としまして、基本構想の新旧対照表の修正後の全体をお示しさせていただいております。また、資料3につきましても、修正後の基本計画の全体をお示しさせていただいておりますが、ここで全体を説明する時間はありませんので、新旧対照表に基づいて修正箇所について説明させていただくということでよろしくお願ひしたいと思っております。

まず、資料2の1ページでございます。基本構想の中で第1章の時代の流れという部分がございます。これは資料1の2ページに記載されている部分でございます。「社会経済状況」というところを「社会経済情勢」で、社会経済の大きな潮流ということでは「情勢」という表現がより適切であろうということで、このように変えさせていただいております。また、1番下のところで、「地域経営」というような形で書かせていただきましたが、こちらにつきましては「自治体経営」ということで、先程、説明をさせていただきました、まちづくりの推進に向けての方でも、健全な自治体経営の推進ということで自治体経営という言葉を入れさせていただいておりますので、このような表現に反映させていただいております。

それから、2ページのところでございます。資料1の方では8～9ページのところに書いております。第2章の新しいまちづくりの視点ということでございます。こちらにつきましては、まず、4の「総合的な環境対策の推進」につきましての2行目のところ。「資源の再利用など」となりましたが、この部分に「の」が必要だということで、「資源の再利用などの」と表現を整えさせていただいております。また、1番下のところで「率先して」という言葉が入っていましたが、これについては「率先して」という言葉を取っております。こちらにつきましては、町がこれまでエコアクション21の認証取得など、率先

してやってきた中で、今後は、住民や事業所にこういった取り組みを浸透させていくということがより大切であるので、「率先」という言葉はなくてもいいのではないかというご意見をいただいております。「率先して」という言葉は取らせていただいております。それから、6番目の「暮らしの安全・安心を支えるまちづくりの強化」とさせていただいておりますが、こちらについても、「安全や安心」とさせていただいております。安全・安心とつなげて流行というか現在そういう形で用いられておりますが、長期の計画の中で、このような表現を取るのはいかがでしょうかというご意見もございましたので、こちらの方で検討しました結果、「安全や安心」という形に変えさせていただいております。

それから、3ページ目の7番のところでございます。「文化資源を活かしたまちの個性・魅力の創出」のところにつきまして、「文化資源を活用した」と変えさせていただいております。下の文章のところにつきましても、「これらの文化資源をいかし」となっていたところを、「文化資源の活用」と変えさせていただいておりますので、統一する形で「活用」と改めております。また、文章自体がちよっと分かりづらいような表現になっています。「これらの文化資源をいかし、また大学との連携を図り、個性豊かなまちづくりを進め、まちの魅力を創出」ということで、いかし、図り、進め、創出するといろいろな言葉が出てくるので、この辺につきまして分かりやすいように、「これらの文化資源の活用や大学との連携を進め、個性豊かなまちづくり、まちの魅力を創出する」という形で整理の方をさせていただいております。続いて、第3章「まちづくりの目標」でございます。資料1の方では10～11ページのところに該当しております。この中で「協力しあうまちづくりを進めること」というところにつきまして、「住民が互いに協力して進めるまちづくり」と表現を変えさせていただきます。主体として住民がということで主語を入れさせていただいております。住民協働のまちづくりという形で表現させていただいていることと、互いという言葉で助け助けられということを表現をさせていただいております。

それから、4ページのところでございます。基本理念のみどりというところでございます。みどりのところで文章の最後の「目指します」のところは漢字になっておりましたが、全て平仮名で他の部分でも平仮名にしておりましたので、平仮名で整えさせていただいております。また、みどりのところでは「持たなければなりません」、きずなのところでは、「主役とならなければなりません」、つなぐのところでは、「築いていかなければなりません」という表現が見られまして、これにつきましても、住民に義務を負わせる語調でなく、もう少し柔らかい表現でというご意見もありましたので、こういうことにつきまして、みどりのところでは、「持つことが大切です」、きずなのところでは、「主役です」、つなぐのところでは「築いていきます」という形で、「～しなければなりません」という表現を改めさせていただいております。また、みどりの1行目の冒頭のところで「景観」という言葉を入れさせていただいております。こちらにつきましても、景観は河南町の大きな魅力の1つであるということで、基本理念の中

に「景観」という言葉を盛り込んでほしいというご意見もございましたので、検討をしまして景観という言葉を入れさせていただいております。以上が基本理念の部分でございます。

5 ページの2の「河南町の将来像」のところでございます。こちらにつきまして、従来は、「ともに創る笑顔あふれる」の次に1つ空白がありまして、「元気なまち」となっていたのですが、こちらにつきましては、その空白の部分を取りまして、「笑顔あふれる元気なまち」とともに協働で築いていくという形で空白を省かせていただいております。それに合わせて従来2行、上下2段で表現させていたもので1行の形に改めさせていただきます。次の下の「目指します」は先程と同じ平仮名でございます。

それから、6 ページのところでございます。3の「将来人口フレーム」で、資料1では14 ページのところでございます。この中で「安全・安心なまちづくり」と下線を引いているところがございますが、こちらにつきましても、「安全・安心なまちづくり」という表現が、日本語として適切ではないというご指摘を本審議会でもいただいた経緯がございます。それで検討させていただきました結果、「安全で安心して暮らせるまちづくり」という表現にさせていただきます。

続いて、4の「将来都市構造」のところでございます。広域連携軸のところ、まず1点目に「高規格道路」のところを、「高規格幹線道路」と改めさせていただきます。こちらは、すでに基本計画の第4章の道路のところ、「高規格道路」をより正確な表現ということで、「高規格幹線道路」と改めてご提案させていただきますので、それに合わせて構想でも、「高規格幹線道路」ということで手直しをしております。また、次のところにつきましては、「充実に努めます」ということで、こちらにつきましても、基本計画を示した際に「努めます」という表現が多いというご指摘をいただいておりますので、この構想でもこういった表現をできるだけ使わないように整理し、こちらについては、「整備を促進します」ということで表現をさせていただきます。

続いて、7 ページの地域連携軸のところでございます。まず、1点目が「位置づける」という文末の整理です。末尾のところを「ます」という文末に整えさせていただきます。次のところが、「アクセス性の向上に努めます」のところ、「アクセス性」の「性」はいらないので、「アクセスの向上に」ということと、文末の整理をしております。また、「空間の形成を図ります」のところにつきましては、他のところでも出てくるのですが、「空間を形成していきます」と「～形成していきます」という表現で統一させていただきます。

続いて(2)の拠点形成のところ、学術文化交流拠点のところですが、カッコ書きで大阪芸術大学となっておりましたが、こちらにつきましては、構想の19 ページの図の方ではすでに、大阪芸術大学という言葉を取らせていただいております。学術文化交流拠点については、大阪芸術大学と書いてありますが、周辺を含めての拠点ということでこの言葉を取らせていただいております。次の、町

中心地区につきましては、先程の安全・安心の文言整理と、文末の「努めます」の整理でございます。産業交流拠点につきましても、文末の整理をさせていただいております。

それから、8ページのところでございますが、こちらにつきましても、2点ほど線を引かせていただいておりますが、いずれも「努めます」の表現、文末の整理をさせていただいております。

9ページのところでございます。田園居住ゾーンのところですか。こちらにつきまして、まず、1行目のところで「農空間と集落地を中心とした地域と」ということで「と」という言葉が続いていまして、切れ目が非常に分かりづらい表現になっておりましたので、「農空間や集落地を中心とした地域、丘陵部に広がる新市街地」という分かりやすい表現に改めさせていただいております。それから2段落目になりまして、これは「安心・安全」の言葉の整理です。また、文末の整理でございます。続いて、1行空けまして「農業を通じた」という段落がございますが、そちらの「ブランド化に努めます」、その下の語尾につきましても、文末の表現を整理させていただいております。また、最後の部分につきましては、「住環境の保全に努めます」とさせていただいておりますけれども、こちらについては、「住民協働により良好な住環境の保全と増進に取り組みます」ということで、「増進に」という言葉を入れさせていただいております。

次に、10ページのところでございます。施策の大綱のところでございますが、こちらにつきましては、第1章から第5章までの施策の大綱について、5ページにわたって挙げているところでございます。まず、この中で「予定施策の体系」という言葉がございます。基本構想をお示しさせていただいた時には、下の項目名につきましては、その段階ではあくまで予定であるということで「予定施策」と示させていただいておりますが、その後、基本計画につきましてお示しさせていただいておりますので、そちらの部分につきましては、「施策の体系」ということで「予定」という言葉は省かせていただいております。また、「予定施策の体系」、「施策の体系」の下に項目名がずらりと並んでおりますが、こちらにつきましても、左側の新しい内容の新項目名に基づき、審議会の方で基本計画の各章をお示しさせていただいているところでございます。従いまして、項目名の説明につきましては、省略させていただきたいと思っております。

10ページの予定施策の体系の1つ上のところでございます。「交流活動を推進します」という点につきましては、「文化交流活動を促進します」ということで、住民を主体とした活動を促す、後押しするということで、「促進します」と改めさせていただいております。

それから、1ページ飛ばしまして、12ページの第3章「安全・安心なまちづくり」のところが、「安全で安心して暮らせるまちづくり」ということで改めております。

また、14ページでございます。省略の言葉の下でございます。「まちの魅力や地域の活力を生む原動力となる多様な産業」という表現がございましたが、こ

らにつきましては、「まちの魅力や地域の活力となる多様な産業」ということで不要な表現、なくてもいい部分が含まれておりましたので、そのような表現を取らせていただいたということでございます。以上が基本構想の部分につきまして、修正をさせていただきました内容となっております。

続きまして、資料 4 の方をご覧ください。こちらが基本計画の修正を施した部分ということになってございます。まず、1 ページの第 1 章のところでございます。資料 3 の方では 4 ページの部分でございます。こちらにつきましては、下線があります 2 箇所、いずれも「努めます」ということで文章の末尾の整理ということでございます。2 番目の「男女共同参画社会の実現」で、資料 3 の 6 ページのところでございますが、こちらの方につきましては、「また、パートナーなどからの暴力」の部分、「セクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する暴力」のところ、「暴力」という言葉が 2 回出てきておりますので、2 つはいらないということで、その点につきまして、「セクシュアル・ハラスメントなどについては」と表現を整理させていただいております。

次に、2 ページのところでございます。1 つ目の線を引いてあるところですが、こちらにつきましては、男女共同参画社会の実現の中で育児休業の制度など、社会制度の利用促進の点も出来れば入れてほしいというご意見があったかと思えます。そういったことも含めて検討しまして、こちらの方で「育児休業制度などの普及啓発」という言葉をこの計画の中に盛り込ませていただいております。続く文末につきましては、「努めます」の整理をさせていただいております。

続いて、3 ページが「ボランティアなどの住民活動の促進」というところでございます。資料 3 では 10 ページのところでございます。こちらについては、まず 1 点目としまして、「ボランティア意識の啓発及び定着を図り、あわせて」というところを、「ボランティアに対する理解を求め」と文章を改めさせていただいております。この点につきましても、提示させていただいた時にボランティアとは、そもそも自主的に行うもので行政がボランティア意識を啓発するのは、危険な考え方だというご意見もございましたので、いろいろと考えさせていただき、「ボランティアに対する理解を求め」という形にさせていただいております。その下のまちづくりの方向のなかの線を引いているところです。「自発的・自主的なボランティア活動」につきましても、ボランティア活動につきましては、元々自発的・自主的な活動を意味する言葉であるということで、「自発的・自主的な」の言葉は取らせていただいております。その下のカッコ書きのところは、先程も申し上げましたように、「意識の啓発」という言葉は使わないように、「活動の促進」ということで改めさせていただいております。

続いて、4 ページのところでございます。こちらも同様に、「住民に啓発し」とか「意識の高揚」など、意識に関する表現が見られておりましたので、「ボランティアについて、住民に理解を求め、ボランティア活動の参加を促進します」と表現を変えさせていただいております。その下の「また」と続く文章で 1 番最後の文末が、「育成に努めます」となっておりますが、ボランティア活動の支

援は良いが、育成するというのはどうか、という点がございましたので、「ボランティア活動を促進します」という表現に変えさせていただいております。

次の(2)ボランティア活動の支援のところ、文末のところを表題に合わせて、文末を「活動を支援します」という表現に変えさせていただいております。続きまして、5番目が「生涯学習の支援」、資料3では12ページのところでございます。こちらにつきましては、まず1点目のまちづくりの方向のところもそうですし、下のまちづくり計画のところにつきましても4つの線が引いてありますが、いずれも文末が「努めます」となっているため、文末の整理をさせていただいております。

続いて、6ページでございます。6番目が「文化・芸術の振興」でございます。資料3では14ページのところでございますが、こちらについては、「大阪芸術大学」となっておりましたが、「大阪芸術大学など」ということで「など」を入れさせていただいております。もちろん大阪芸術大学は重要でございますが、それ以外の学校などとも連携が出来るようにということで、「など」という言葉を入れさせていただいております。また、文末の方の「文化交流を推進する」につきましても構想のところと同様に、文化交流を促進するという形で「促進」という言葉に改めさせていただいております。続いて、まちづくり計画のところでは、まず1点目は文末の表現の整理でございます。また、7ページに入りまして、1点目のところで「大阪芸術大学」のところを「大阪芸術大学などと連携し、その特性をいかした」ということで、先程の理由で「など」を入れさせていただいております。それから2箇所につきまして、文末の表現の「努めます」を整理させていただいております。また、文化交流の促進のところにつきましては、「文化交流の推進を検討します」となっておりましたが、ここまで言葉を重ねる必要もないので、「文化交流を検討します」とさせていただいております。7点目が「歴史的風土の継承」で、資料3の16ページのところになります。こちらにつきましても、文末のところを「努めます」になっておりますので、その整理をさせていただいているのが2点と、下の文章につきましては、新しく「住民との協働による管理保全」という言葉を入れさせていただいております。こちらにつきましても、歴史的資源を活用していく、ネットワーク化で活用していくだけではなく、住民みんなが貴重な資源を守っていく、きれいにしていくという視点があればというご意見もありましたので、そういったことも検討させていただいて、「住民との協働による管理保全に取り組みます」という表現にさせていただいております。

続いて、8ページのところでございます。こちらにつきましては、1点目のところですが、文章全体を整理させていただいております。「文化財の調査研究を進め、歴史文化に対する住民の意識を高めるため、啓発活動に努めます」となっておりましたが、「歴史・文化に対する住民の意識を高めるため、文化財の調査研究を進めるとともに、その啓発活動を進めます」という形で整理しております。次は、文末などの整理でございます。スポーツ・レクリエーション活

動の推進のところにつきましても、3箇所ほど修正がございますが、いずれも文末の「努めます」の表現の整理をさせていただいております。

続いて、9ページが「情報化の推進」でございます。資料3の20ページのところ該当します。こちらの1点目の文章につきましても、文末の整理とともに表現に不備な点がありましたので、整理させていただいております。「情報発信を容易に行えるよう、より利用しやすいホームページの充実に努めます」というところを、「情報発信を容易にするため、ホームページをより利用しやすいよう充実します」ということで、改めさせていただいております。その下の(2)「推進体制の確立」のところの2点につきましては、文末の表現の整理をさせていただいております。

続いて、10ページが10点目の「心豊かなコミュニティの形成」のところ、資料3の22ページの部分でございます。こちらにつきましても、文末のところを「活動を支援します」と表現を改めさせていただいております。

11ページのところから第3章ということになります。いきなり第1章から第3章に飛ぶのですが、第1章を提示させていただいた時に、非常に「努める」という表現が多いというご指摘をいただいておりますので、第2章以下の部分につきましては、出来るだけ「努めます」という表現を避けるような形で、本審議会に(案)を示させていただいております。第2章以降につきましては、「努めます」の文末の整理の部分については、ほとんど出てこないという形になっております。

それで第3章ですが、先程、説明させていただきましたとおり、「安全・安心なまちづくり」について、ご指摘もございましたので「安全で安心して暮らせるまちづくり」と改めております。その下のまちづくり計画の中につきましても、「安全・安心な」という表現を改めさせていただいております。

それから、第4章の「快適な生活基盤の充実したまちづくり」、5番目の「河川の整備」のところになります。資料3では、63ページに出っておりますが、こちらの方で「河川や水路」というように「水路」という表現を盛り込ませていただいておりますが、水路につきましては、「農林業の振興」のところ、基盤整備と関係して「水路」という表現が出ていますので、こちらは、「水路」という言葉を取らせていただいて、あくまでも河川についてのところとさせていただいております。従いまして、箱囲みのところでも「河川・水路の整備」の部分につきましては、「河川の整備」とさせていただいております。まちづくり計画の方でも、「また、水路の整備を推進します」という部分が出てきましたので、こちらの方を取らせていただきますとともに、「準用河川の整備や浚渫などの維持管理に努めます」という部分を、「準用河川などの整備や維持管理」と表現を改めさせていただいております。「など」を入れさせていただいたのは、準用河川以外の普通河川についても浚渫などの維持管理を行っていく必要もありますので、そういったことも入るように、「など」という表現を入れさせていただいております。

続いて、13 ページが第 5 章の「美しい水とみどり豊かなにぎわいのあるまちづくり」のところになります。6 番目の「商工業の振興」、資料 3 では 75 ページのところでございます。そちらのまちづくり計画の 2 点目のところで、「田園居住ゾーンにおいて、自然や農業との調和を図りながら土地利用の誘導に努めます」という表現がございましたが、そちらにつきまして、審議会の中で企業誘致についても載せてほしいというご意見もありましたので、検討させていただきまして、「地域住民の利便性の向上や就業機会の確保のため、新たな商工業施設、産業の誘導・誘致を進める」という表現を入れさせていただいております。

それから、14 ページのところでございます。7 番目の「農林業の振興」のところでございます。資料 3 では 77 ページに該当する部分です。こちらにつきまして、「市民農園などを促進します」のところにつきまして、町が主体的になるように「市民農園に取り組みます」ということで表現しております。(4)の林業の振興のところ、「森林組合と連携を密にして維持管理などに対する支援を行います」とさせていただいておりましたが、こちらにつきまして、「造林事業などに対する支援」という表現にしております。林業の振興の中で維持管理だけでは表現として弱いということと、ここに書いてある支援策というのは、府とも連携して行っていますが、そちらの事業についても造林事業ということになっていますので、「造林事業に対する支援」ということで表現をさせていただいております。

修正につきましては、以上なのですが、もう 1 点資料 3 の方で、45 ページの医療保険制度の円滑な運営の中で、2 点目に大阪府の後期高齢者医療広域連合についての記載がございます。そちらにつきましては、まだ、後期高齢者医療制度の整理を国の方でされていますが、3 年先に向けた検討という段階でございますので、現段階の整理としましてこういうような表現のままでいきたいということで、このままの表現にさせていただいております。以上でございます。

寺西会長： ちょっと長くなりましたけど、この基本構想(案)と基本計画(案)につきまして、修正箇所の報告をいただきました。ご質問等がございましたら、どうぞ、この基本構想(案)と基本計画(案)は、これまでの審議会の過程でいろいろと意見を頂戴したものを取り入れまして、修正していただきました。皆さんのご意見、ご質問等がございましたら、どうぞ。

槇野委員： これは、基本計画(案)の新旧対照表の方なのですが、13 ページの商工業の振興という項目で「田園居住ゾーンにおいて、自然や農業との調整を図りながら、地域住民の利便性の向上や就業機会の確保のため、新たな商工業を誘致する」という表現になっています。私は、商工業の誘致ということで一番申し上げたかったのは、地域住民の利便性の向上や就業機会の確保のためもあるかもしれませんが、町そのものの財政上の優位性を獲得するというのが、

一番大きな商工業を誘致する狙いであって、そういう趣旨で申し上げたつもりでした。一番大事な部分が外れているのではないかなという気がしておりますので、何らかの形で、町にメリットがあるということを明確に表現していただけたらありがたいと思います。それと、もう1つは基本構想の最後のページですが、下から2番目の「産業の振興」というのを「商工業の振興」という形に変えていただいております。これは大変ありがたいのですが、基本計画（案）なり、あるいは基本構想（案）を読んでいますと、依然として「産業」という言葉が随所に出てきているように思います。文面の都合上、産業の方がより適切かなと思うような場所もありますし、逆に商工業と明確に謳っていただいた方がいい場面もありますので、この辺をもう少し基本構想あるいは計画（案）どちらについても、もう一度目を入れていただいて、商工業と明確に区切っていただけたところは、明確にしていいただければありがたいと思います。

寺西会長： ありがとうございます。他にご意見、ご質問等がございましたら、どうぞ。

大門委員： 今、言われていましたが、この場で討議したこれまでの7回の内容を全部盛り込んでいただきまして、すっきりした形にまとめていただいたのではないかと私自身は感じております。これから、これを運用していく中でも、ここで討議していただいたことを盛り込んでいただければ、形としてはこれでいいのではないかと私自身は感じております。皆さま方の意見を頂戴したいと思います。

寺西会長： ありがとうございます。

田中委員： 質問ですが、これを皆さんが了承されたら、これで終わりというか最後になるのですか。といいますのは、第3次総合計画で前にも申し上げましたようにグラフとかいろいろありますが、そういうものがここに入りますよということが示されていないです。文章だけが示されたということで、ちょっと不足しているのかなと思います。

寺西会長： 事務局の方でご回答をお願いします。

事務局森田： スケジュールのことが最初に出ましたので、あとでスケジュールのお話をさせていただく予定をしていたのですが、これで皆さん方がご了承していただけるのであれば、ほぼ（案）がこれで固まったという形として考えております。従いまして、次回でご答申をいただければという形で、あと1回審議会という形で考えております。それとグラフとか写真とかの件でございますが、最終的には写真やグラフなどを総合計画書の中に挿入するわけですが、その分については、実際に計画書という冊子を作成する段階でレイアウト、構成は決まっていますので、文字の大きさとかレイアウトとかを考えると、グラフの大きさとか写真の大きさとか、ここに写真があればいいかなとか、なくてもいいかななどのレイアウトの構成を行います。その関係上、答申までにこれで確定というものを示すことができない状況ですので、答申については、文章でお願いしたいということがこちら側の考えでございます。前回の10年前の答申につきましても、写真とかグラフについてはこの中に入っていないということですので、ご了承してい

ただければありがたいと思います。

寺西会長： よろしゅうございますか。

田中委員： いやいや、そういうように押し切られるのであれば仕方がないことですが、やっぱり住民の皆さんがよく分かるためには、いろいろと書いてあるものにグラフを見たら「なるほど、この文章はそういう意味か」ということがよく分かるのですが、文章だけで見てみんな理解するというのは実に難しいです。だからここで審議される時にグラフとかを入れてもらえれば、こういうものが入ってくるんですよ、そうするとこの文章が生きてくるんだなということがよく分かるということで、改めて入れてもらえればなと思います。出来上がってからこの文章は、こんなデータがついたのかと後で皆さんが分かると、この文章は、みんな了解して出来たやつだと審議会で決まったやつだ、行政はいつもそういう言い方ですが、それはおかしいのではないか。「文章だけだから了解しろ」だとか、今日見せてもらった文章の表現を変えたやつですよ。全体の大きな構成でこういうように入れてくださいということが、かなりあったと思います。それが全然入っていないです。文章の小さいところだけ表現を変えました、これで終わりですよということで、皆さん責任が持てるかどうかということです。

寺西会長： それで、次にやろうと思っていました策定のスケジュールについて、ちょっとお話しいただけますか。

事務局奥野： それでは、資料5をご覧くださいと思います。A4の1枚もので、横書きのスケジュールになっております。新総合計画の策定スケジュールとなっております。ここでは、当初12月議会におきまして、議会の方へ提案をさせていただき予定を、第1回目の審議会の際に報告をさせていただいたと記憶しております。ちょっと12月議会の方には、間に合わない状況になってきておまして、11月のスケジュールの欄で第7回審議会というのが本日でございます。それと来年の1月の中旬に第8回審議会ということで、予定をさせていただいております。議会への提案につきましては、1月ないし2月という予定をさせていただいております。その下のところに、パブリックコメントの実施スケジュールということで書かせてもらっておりますが、11月は原稿作成ということでパブリックコメントにつきましては、12月1日を予定しております。先程の新旧対照表の方で基本構想・基本計画の変更箇所をお示しさせていただきました。また、榎野委員さんの方からもご指摘がありましたように、まだ、全体的に「て、にを、は」などの修正もございまして、その修正後の部分の基本構想・基本計画（案）につきましては、ちょっと手直しといえますか、この辺のことや文言の語尾の修正もまだ出てきております。本日も82ページの方もお配りしてから修正させていただいた状況になっておりますので、全体を再度見直させていただきました。今、パブリックコメントが12月からとお話させていただきましたが、それまでに基本構想・基本計画を事務局の方で修正をさせていただいて、12月までに委員の皆さまの方にお届けをさせてもらうという形を考えております。その基本構想・基本計画（案）に基づきまして、町の案とさせていただきます、パ

ブリックコメントは、12月1日から12月21日の3週間の期間でさせていただきたいと考えております。意見をいただいた分につきましては、意見に対する公表ということで、1月初旬に閲覧またはホームページの方でいただいた意見に対する答えと申しますか、解答内容をお知らせさせていただきたいと思っております。その後、審議会の日程を後ほど決めていただきたいと思いますのですが、1月中旬の審議会の前にパブリックコメントの意見、町の解答内容等をお知らせさせていただくという形で、今後の予定につきましては、考えさせてもらっておりますのでよろしく申し上げます。

事務局森田： 今、予定の方を説明いたしましたが、今ご意見にございましたグラフ等があればこの文章がよく分かるとか、この表現がよく分かるというご意見もございます。町の方で、次回の総合計画審議会までにレイアウトにつきましては、ちょっとそこまで出来ませんが、こういうグラフをここに挿入したい、こういう形で表なんかを載せていきたいというものについては、次回の審議会に、「だいたいこの欄でこういうもの」というものを、ご提案させていただくということです。あと写真につきましては、レイアウト上の問題もありますので、本を作る時に取捨選択をさせていただきたいということで、ご了解をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

寺西会長： ありがとうございます。

中川委員： 河南町の新総合計画の位置付けについて伺いたいです。細かい話になりますが、資料3基本計画（案）のところの43・44ページのところですが、43ページの真ん中の辺りで「保健予防のため、乳幼児の予防接種のほか、高齢者のインフルエンザ予防接種や肺炎球菌ワクチン接種の一部公費補助などを行っています」というところから、44ページの(2)の感染症対策の充実、(3)の医療対策の充実の中で「地域医療の基盤であるかかりつけ医の普及・啓発に努めるとともに、かかりつけ医を通じた保健医療サービスの強化を図ります」ということで、基本計画（案）になっています。しかし、この間、たまたま住民の方から相談を受けたのですが、高齢者のインフルエンザワクチンの接種で、河南町の場合でしたら、65歳以上の高齢者の方に対して、43ページに書かれているように一部公費助成として、1人千円でインフルエンザ予防ワクチンが打てるという補助をやっているという中で、その中である方ですが、ご主人が病気でなかなか動きにくいということで、河内長野市のかかりつけのお医者さんにかかっておられます。その中でかかりつけのお医者さんのところで、インフルエンザ予防ワクチンを打つことが、本人のためにも安全面とかいろんなことを考えて一番良いということは、44ページの3「かかりつけ医の普及・啓発」に合致する部分なのですが、今の河南町では富田林市の医師会とは提携を結んでおりますので、河南町・富田林市のお医者さんの方で、インフルエンザだったら何の申請もなしに受けられるわけです。ただ、例えば他市の河内長野市のお医者さんの場合、そこに入院している患者さんは動けませんので、入院している患者さんに限っては、申請の用紙を出せ

ば千円でいけるのですが、通院の人に限っては公費助成がなく、地元の近くで受けられるのではないかということです。ところが、ここでもありますように「かかりつけ医の普及・啓発」ということであれば、住民の方が言われるように、そういうかかりつけのお医者さんで受けられることが1番良いということで、基本計画(案)の方に謳われています。先程の話に戻りますが、この河南町総合計画の位置付けとして、行政としては総合計画に沿って、今後、今現在はなっていないけれども目指していく、その方向性に行政は進んでいくと捉えていいわけですか。今、現在はなっていないですが、今後、そういう形で充実したサービスを、今この一部だけでお示しいたしましたが、全体的なあらゆる項目について、河南町総合計画の基本計画の中で行政の方は、それに沿って努力をしていくと、また、その捉え方でいいのですか。その辺をちょっとお聞きしたいのですが。

寺西会長： 事務局、よろしく申し上げます。

事務局森田： 基本的にはこの計画に沿って進めていくことが、当然の考え方でございます。今は、実際の実情についてのご説明もございましたが、実際には、富田林医師会管内でのみ、インフルエンザ・肺炎球菌等については、進めておりますけれども、その「かかりつけ医の普及」というところと、その他のインフルエンザとかの予防接種は、今おっしゃってましたように、若干制度そのものが食い違っている形になっています。しかし、基本的には総合計画のように進めますが、細かいところについては、今後、どういう形で進めるかということなどを、煮詰めていくことになってくるかと思えます。

中川委員： 事務的な部分はいろいろとあると思うのですが、総合計画に沿って進めていくということになりましたら、非常に住民の方もこれを見ながら将来的にはこうなるんだ、今はこういう事務的な部分だけだけれどもということで、納得されると思いますし、私ども各委員につきましても、やはりやりがいが出てくると思いますので、その辺よろしくお聞きしたいなと思えます。

寺西会長： ありがとうございます。いろいろ事務的にはあると思いますが、よろしく申し上げます。写真を掲載するとかグラフを入れるとか、そういう入れたものを原稿でお見せするのはなかなか難しいというお話を伺いましたが、それで今からのスケジュールについて、もう少し詳しくお話していただけますか。

事務局森田： スケジュールですが、先程資料5でお示しさせていただいておりますように、この審議会については、12月はお休みをいただきたいと思えます。その間にパブリックコメント等で住民の方から意見を募りまして、その意見を町の方で、まとめて回答するということになります。当審議会としましては、その意見を参考とするだけで、参考としながら最終的な答申をいただけたらと私どもは考えています。当審議会でもパブリックコメントをするわけではございません。町の方でパブリックコメントをして、行政の計画に対してご意見はございますか、どんなご意見ですかということで問いかけを行います。その意見を参考にして、当審議会でも最終的な答申の結論を出していただければと思えます。それとグラ

フと表とかの部分についてですが、以前にまちづくりの現況というものをお示しさせていただいておりますので、このグラフとか表をここに載せさせていただくという形で、抜粋する形になってこようかと思えます。従いまして、実際に本に載せるときには、表の大きさ・場所等については、レイアウト上で町の方におまかせいただきたいという形になろうかと思えますので、よろしく願います。

寺西会長： このスケジュールによりまして、1月の中頃前後に最終の答申ということになりまして、その時の答申では写真などは入らない文章だけの答申だということになります。その日程は、いつ頃がいいでしょうか。12月は先程ありましたように一応お休みで、1月の中頃に最終の答申をする書類が出来てくるということです。日にちのご都合のよろしい日を1日お答えいただけたらと思うのですが。案としまして、15日、これが金曜日です。20日が水曜日、21日が木曜日、25日が月曜日、この4つぐらいが案として上がっております。全員の方がご都合のよろしい日をとというのは、なかなか難しいですけれども、いつがよろしいでしょうか。月・水・木・金とございますが。はい、どうぞ。

松井委員： 中旬と言わず下旬の方がいいのではないかと思います。1月15日は昔だったら小正月ということで、いろいろと行事がありましたよね。やっぱり20日から29日くらいまでがいいのではないのでしょうか。曜日は関係ないと思うのですが、特に15日は。

寺西会長： 日程をずらしていただいて結構です。15日は外れるかも知れないですね。正月のいろんな行事が残っておりますから。20日・21日・25日、遅い方がよければ25日です。

寛 委員： 議会に間に合わせようとするれば、何日が限度なのか。

事務局森田： 議会の日程というのは決まっております。来年は、3月議会が選挙等の関係で2月議会になると聞いております。25日にいただければ、ぎりぎり間に合うかどうかというところです。

寛 委員： そうなれば21日が一番妥当ということになってくるのではないかと。15日以降というのであれば。

事務局森田： 実際には、2月から議会が始まります。議案をお渡しするのが1週間前という取決めがありますので、日程の調整をお願いします。

寺西会長： 町の予定でいきますと、20日か21日が良いかと思いますが、いかがでございますか。どちらかに決めていただけたらと思います。

村上委員： 20日の方がよろしいですが、全員参加でなくても条件がよければどちらでも。できるだけ参加が多い方が良いのであれば20日の方に。

寺西会長： そうですね。できるだけ多い日がいいですね。

事務局森田： 20日（水）でお願いできたらと思います。時間の方は通常13時半からでございますが、13時からお願いできたらと思います。

平 委員： 20日（水）は、幼稚園が昼までなので20日だと2人とも欠席になると思います。すみません。

寺西会長： これはしょうがないと思います。なかなか全員というのは難しいと思いますので。

平 委員： 21日はダメなのでしょうか。

事務局森田： 1月25日（月）ではどうですか。25日はどうしてもという方はいらっしゃいますか。

寺西会長： 1月25日でよろしゅうございますか。では、25日の13時半ということで。それでは25日に答申するというので、それまでに処理をお願いいたします。ちょっと前後しましたが、資料6の議事録でございますが、これは、またお読みいただきまして、修正等がございましたら17日（火）の午後5時まで、事務局までご連絡をお願いしたいと思います。出てきましたら訂正しまして、その結果をホームページに掲載するというのでございます。よろしゅうございますか。別にご異議がございませんでしたら、そうさせていただきます。また、本日の会議資料もホームページに公開することになります。

事務局森田： 今回は、最終となりますので、最終の答申をいただきましたら、まちづくりの推進に向けてのご意見、それから各基本構想と基本計画の中でのご意見等もございましたので、そういうものも含めまして、最終案をまとめさせていただきたいと思います。それとあと字句の修正、字のちょっとした間違いとか句読点の字句の修正とかについても、最終的にもう一度させていただきたいです。それと表現の中で不適切な表現とかありましたら、その部分についても、もう一度修正をさせていただくということで、この部分については、会長さんと相談させていただきながら進めさせていただきたいと思いますので、ご了承をお願いしたいと思います。

寺西会長： よろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきます。

どうも、お忙しい中、長時間に渡りましてありがとうございました。最初からいろいろと皆さまからいろんなご意見を頂戴しまして、本当にありがとうございました。そういうことで本日は終わりということにしておきたいと思えます。どうもありがとうございました。